

三原市立中之町小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。心や体を傷つける。教育を受ける権利や、人間として生きる権利を奪うこともある。また、命を奪うこともある。

いじめは、学校という小さな社会での出来事のように報道されることがある。しかし、現代社会においてもいじめと同じ構造の差別が多く残されており、大人が見せる・示す行動を子どもたちは、しっかり見ている。

私たちは、自らの言動をしっかり見つめるとともに、子どもの立場や考えも尊重しながら、「いじめのない、いじめを許さない学校」、「学び合い、思いあい、高めあいのできる児童が、安全安心に生活できる学校」を子どもとともに創りたいという目的で策定した。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 組織の設置について

目的

いじめに関する未然防止の取組や相談・指導体制を確立し、組織的な取組を行うことですべての児童が安心して安全と感じられ活動できる学校を実現する。

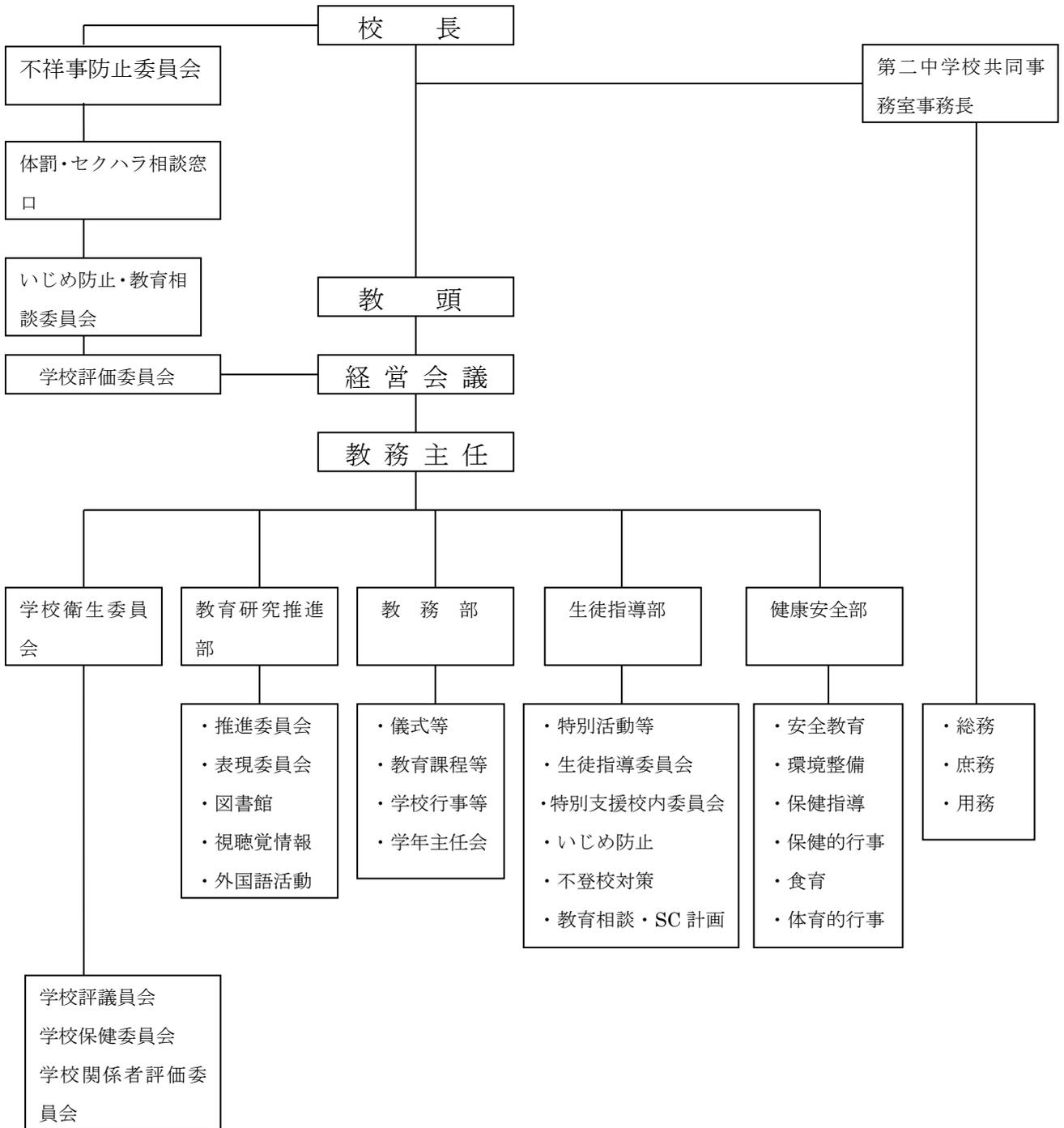
メンバー

校長・教頭・生徒指導主事・各学年生活安全部・養護教諭

役割分担

- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・具体的な年間計画の作成・実行を行う。4月に会議で確認をする。また、学期終了後に、取組の検証を行う。
- ・生徒指導主事・各学年生活安全部・養護教諭は、隔週で生徒指導委員会といじめ防止・教育相談委員会を行う。
- ・相談や通報を受けた場合は、緊急会議を開催する。相談者の担任も会議に参加する。
- ・緊急会議を受けて、事実関係の聴取の方法を指示する。終了後、いじめであるかどうかを判断する。今後の取組の方向性と方法・分担を確認して、児童や保護者の思いに寄り添いながら取組を行う。
- ・緊急会議終了後、職員全体で今後の方向性や取組を確認する。
- ・相談に関する情報や会議の記録は、指定の用紙に記録して職員室に保管する。また、年度をまたぐ場合は、新旧の担任を交えていじめ防止・教育相談員会で記録をもとに引き継ぎを行う。旧の担任が転勤の場合は、いじめ防止・教育相談員会で状況を把握し、新担任に引き継ぎをする。
- ・保護者連携等で家庭訪問をするときは、担任と生徒指導主事が行う。

校務分掌組織図



4 生徒指導体制，教育相談体制について

生徒指導委員会，いじめ防止・教育相談委員会

- 1 生活安全部で構成する。
- 2 各行事の調整や運営方法の検討，児童会の月目標などを調整する。
- 3 問題行動・不登校の状況などの交流を持ち，早期段階での状況把握と指導方針を検討する。
- 4 学年と連携し共通認識に立った指導方針を確立する。
- 5 協議内容を全職員に報告し，共通認識の上で全体の取組とする。

教育相談活動

- 1 学級担任を中心とした日常的な相談活動を進める。
- 2 生徒指導主事，特別支援コーディネーターを窓口としての児童・保護者の相談活動を進める。
- 3 養護教諭・心の教室相談員との連携のなかで，児童の悩みをつかむ。
- 4 三原市子育て支援課・東部子ども家庭センター・第二中学校のS C等と連携をとりながら相談活動を行う。

不登校対策について

- 1 保護者との連携
 - ・保護者のいる時間帯を把握し，家庭訪問または電話連絡をする。
 - ・留守の時には，訪問したことを知らせて帰る。（留守時連絡用紙）
 - ・保護者の願いを聞き，学校での児童の様子や取組の方法を伝えていく。
- 2 関連機関との連携
 - ・民生児童委員・東部こども家庭センター・三原市子育て支援課・県立広島大学・第二中学校S C・三原警察署
- 3 相談室対応
 - ・心の相談室に児童がいるときは，生徒指導主事や心の教室相談員が中心になり，担任と連携をとりながら学習を進める。
 - ・気持ちを聞いたり，約束を決めて守らせたりするなど，教室とのつながりを切らないような声かけをする。

5 いじめ防止についての具体的な取組内容

(1) 未然防止のための取組

- ① 「居場所づくり」の取組（どの児童も安心できる、自己存在感や充実感を感じられる学級や学校にしていく取組）

日々の取組

- ・欠席・遅刻・早退の状況や理由を組織として把握する。
- ・連絡帳を通して、児童や保護者との連携を図る。
- ・ペア学年による清掃活動を行う。
- ・生徒指導の三機能を意識した授業を行う。
- ・生活全般の悩みを投書できる相談箱を設置する。

週1回の取組

- ・生活安全部において、児童や学年の状況を交流する会を実施する。

月1回以上の取組

- ・学級通信や学年通信、学校通信を定期的に発行する。
- ・学年集会を行う。

学期に1回以上の取組

- ・学期の初めに、登校時の交通安全指導をする。
- ・あいさつ運動週間を設ける。
- ・学期の終わりに、地域子ども会ごとの話し合いを行う。
- ・課題のある児童についての状況や指導の方向性を確認する児童理解の会を行う。
- ・ペア活動を取り入れた特設授業や行事を行う。
- ・生活面全般に関するアンケートを実施する。
- ・アンケート終了後に気になる記述について個人面談を実施する。
- ・関係機関と連携し、非行防止教室等でネットに関するいじめを扱う。

- ② 「絆づくり」の取組（日々の授業や行事等において、すべての児童が活躍できる場面を実現する取組）

日々の取組

- ・児童会を中心としたあいさつ運動を行う。
- ・児童会と代表委員を中心とした呼びかけやあいさつ、点検活動を行う。
- ・授業にペア対話やグループ活動を積極的に取り入れる。

月1回以上の取組

- ・児童会や委員会が企画、運営をする児童朝会や委員会朝会を行う。

学期に1回以上の取組

- ・児童会が企画、運営をする体育的な児童会行事を行う。
- ・児童会が企画、運営をするいじめをなくすための取組を行う。

(2) 早期発見の取組

日々の取組

- ・ 日常的に、児童の様子をしっかり見る。気になる変化があれば、情報を確実に共有し、速やかに対応する。また、気になることはささいなことでも情報交換を行う。
- ・ 登校時の児童の様子で気になることを、登校指導をしている地域の方や保護者と情報交換する。
- ・ 相談箱を保健室の前の廊下に設置する。

月1回以上の取組

- ・ 学校通信において、必ずいじめの相談に関する内容を記載する。

学期に1回以上の取組

- ・ 児童・保護者対象のアンケートを実施する。また、アンケートの結果を踏まえて、個人面談を実施する。
- ・ 地域の方とPTAの代表を交えた地域懇談会を実施する。
- ・ ネット等に関するいじめを学級懇談会等の話題に上げる。その後、学級通信等で懇談会の内容を報告する。

(3) いじめへの対処について

- ・ いじめかどうかの判断や取組の具体や方向性は、いじめ防止・教育相談委員会で決定をする。
- ・ 対応マニュアルに従い、取組を行う。
- ・ いじめた児童、いじめられた児童の双方の事実確認を複数で行い、実態把握に努める。
- ・ 事実確認を受けて、委員会で方向性と具体的な取組を決める。教職員全体に確認をして、複数で家庭訪問を行う。
- ・ いじめられた児童についての具体的な支援体制を児童と保護者に話をする。また、学校として必ず守るという強い思いを伝える。
- ・ いじめた児童については、どんな理由があってもしてはいけないことであることを確認する。その後も、様子をみて支援をしていく。
- ・ 状況によって、学年集会か全校朝会でいじめに対する学校の思いと決意を校長と委員会の代表者が話をする。
- ・ ネットいじめに関しても同様に取り組む。内容によっては、関係機関との連携を取る。

(4) 重大事態への対処について

- ・ 学校がいじめ防止・教育相談委員会と第二中学校のスクールカウンセラーなどの専門家や関係者を含めたいじめ防止のためのグループを作る。
- ・ 情報の収集と記録、共有をし、事実の確認を行う。結果を設置者に報告する。
- ・ 設置者が調査主体となる場合は、設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。
- ・ 学校が調査主体の場合は、いじめ防止・教育相談委員会を主とした調査組織を設置する。
- ・ 客観的な事実関係を速やかに調査する。また、学校に不都合な内容にもしっかり向

き合う。

- ・明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。場合によっては、経過報告も行う。
- ・情報については、個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報を楯に説明をあいまいにしないよう気を付ける。
- ・アンケートを取る場合は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち調査対象の児童や保護者にその旨を説明する。
- ・調査結果を学校の設置者に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 基本方針や取組についての検証・修正等について

- ・児童対象で学期の終わりに、学校生活についてのアンケートを実施する。項目は、教研部会とも連携し、授業についての項目も入れる。
- ・月ごとの遅刻者数と欠席者数を集計する。
- ・5, 10, 2月にいじめに関するアンケートを実施する。
- ・アンケートの結果は、いじめ防止・教育相談委員会が集約し、検証する。その結果をまとめて会議で報告や提案をする。

6 教職員の資質能力向上について

- ・4月, 5月, 8月に児童理解の会を行い、児童の学校での様子や配慮しなければいけないことの情報を共有する。(4月は1年生と緊急を要する児童のみ)
- ・いじめ防止基本方針の確認といじめ問題に対して共通認識を図る研修を行う。
- ・専門家を講師としたカウンセリング等の研修を行う。
- ・パワーアップ研修の充実を図る。

7 関係機関との連携について

- ・学期の終わりに、地域の民生委員や警察, 第二中学校, PTA役員などが参加する。地域懇談会を実施する。
- ・定期的に関同校区内の小・中学校との連携を行う。

8 地域や家庭との連携について

- ・参観日における学級懇談会の充実を図る。また、懇談会で出た意見や内容の報告を通信などを使って行い、情報や思いが共有できるようにする。
- ・遅刻や欠席, 早退をした児童の家庭と必ず連絡を取る。また、問題行動だけでなく、がんばっていることも連携する。